



® 平成 29 年 7 月 26 日 (水)

No. 14494 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆日中韓の審判実務の比較研究 (無効審判)

—第4回— (1)

☆注目著作権判例紹介 [78] (9)

日中韓の審判実務の比較研究 (無効審判)

— 第4回 —

日本大学法学部 (大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

「特許行政年次報告書2017年版」(特許庁)が本年6月29日に公表された。この本報告書では、「冒頭特集」として、IoT (Internet of Things、モノのインターネット)、AI (人工知能)、ビッグデータ関連技術の発達により進展する「第四次産業革命」に対応した特許庁の取組が掲載されている。その取組の一つとして、日米欧中韓の五庁間で、IoTやAI等の

新技術対応のための協力を図ることに合意したことが示されている。今後とも、日中韓を含む国際的な協力が推進されることに期待したい。

本稿は、日中韓特許庁による「日中韓の審判実務の比較研究 (無効審判)」における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、解説を行うものである。今回は、「口頭審理」について説明を行う。



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
40th Anniversary in 2016

会長 弁理士: 原 謙三
所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田 けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
特許部長 弁理士: 村上 尚
特許部長 弁理士: 上谷 晃
大阪法律部長 弁理士: 石黒 泰隆
東京法律部長 弁理士: 岡部 泰隆
外債専門部長 弁理士: 小池 隆雅
特別顧問 弁理士: 小下 雅晴

弁理士: 山口 充子
弁理士: 松村 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生

弁理士: 山本 輝
弁理士: 髭 善彰
弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 大崎 絵美
弁理士: 瀧岡 栄一郎

弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷲見 祥之
弁理士: 竹野 直之
弁理士: 五味 千明
弁理士: 謝 博超
弁理士: 武田 憲学
弁理士: 芦田 文人
弁理士: 水間 章子
弁理士: 西田 佳子

弁理士: 五位野 修一
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 易 永江
弁理士: 包 金成
US&CA 弁理士: 岡部 泰隆
CHINA 弁理士: 八谷 晃典
UK 弁理士: 新井 孝政
J&K 弁理士: ユング アルフ

フランス 弁理士: 阿部 麻衣子
中国 弁理士: 孫 欧
韓国 弁理士: 張 軫鉉
台湾 弁理士: 吉田 良子
タイ 弁理士: 鶴田 健太郎
インド 弁理士: 岡部 泰隆
インドネシア 弁理士: 川人 正典
大韓 弁理士: 武田 憲学
東京 弁理士: 山崎 由貴

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル21階
TEL (03)3433-5810(代表) FAX (03)3433-5281(代表) E-Mail: iplaw-tky@harakenzo.com
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル
TEL (06)6351-4384(代表) FAX (06)6351-5664(代表) E-Mail: iplaw-osk@harakenzo.com
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
TEL (082)545-3680(代表) FAX (082)243-4130(代表) E-Mail: iplaw-hsm@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com> 最新のIP情報を掲載中(随時更新) <総勢約250名>

2. 口頭審理

口頭審理とは、特許無効審判における審理の方式として、弁論や証拠調べを口頭で行うことであり、日中韓において、このような手続きが可能である。以下では、口頭審理について、日中韓の審判実務を対比して解説する。

(1) 口頭審理の概要(意義)

<日本>

特許無効審判における審理の方式は、原則として口頭審理とされている(第145条第1項)。口頭審理は、書面のみによる陳述では十分に言い尽くせない当事者の主張を補い、技術水準に対する十分な認識や争点の的確な把握に有用なものである。

特許無効審判は、民事訴訟とは異なり、書面で提出されたものは全て陳述されたものとして扱われる。また、職権審理を行うことができ、当事者が申し立てない理由であっても審理することができる(第153条第1項)。

◎日本国特許法

第145条(審判における審理の方式)

- 1 特許無効審判及び延長登録無効審判は、口頭審理による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申し立てにより又は職権で、書面審理によるものとするができる。

第153条(職権による審理)

- 1 審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

<中国>

専利無効宣告(無効審判)において、当事者の請求により、又は、事案内容上の必要に応じて、専利復審委員会が口頭審理を行う旨の決定をすることができる(専利法実施細則第70条)。なお、一部無効となる可能性のある場合、口頭審理をしなければならないとされている。(専利審査指南第4部第3章4.4.4)

また、口頭審理の目的については、「事実の究明、そして当事者に審判廷における意見陳述の機会を供与することが目的である」(専利審査指南第4部第4章1)と規定されている。

◎中国専利法実施細則

第70条

専利復審委員会は当事者の請求又は事案内容上の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理

を行う旨の決定をすることができる。

<韓国>

審判の審理方式は、口頭審理又は書面審理とする(特許法第154条1項)。なお、審判の審理は、行政の一環として、手続の簡易性と迅速性が強く要求されるため、書面審理を原則としている。ただし、当事者が口頭審理を申請したときは、書面審理だけで決定できると認められる場合以外は、口頭審理をすることとされている(特許法第154条1項)。

口頭審理は、一般的に、当事者が申請した事件のうち、審判長が必要と認める事件について行われる。口頭審理は、両当事者の口頭による争点の整理に意義があるため、一般的に、当事者系事件で実施される。なお、審判事務取扱規程第39条の2において、①当事者又は当事者双方が口頭審理を申請した事件、②当事者双方に代理人がない事件、③侵害訴訟が係属中の事件のうち釈明権の行使のために必要であると認める事件については、原則として口頭審理を行うことが規定されている。ただし、この場合でも、審判長が書面審理だけで決定できると判断した場合は、口頭審理を行わないことが可能である。

民事訴訟では、弁論主義に基づいて必ず弁論を経なければならず(民事訴訟法第134条)、裁判官の面前で行われた口頭弁論だけが判決の基礎となる(民事訴訟法第204条)。これに対して、特許審判院の審理は、口頭審理による主張だけでなく、書面で提出された主張もすべて有効な陳述として認められる。したがって、特許審判院の口頭審理は、証拠調べ、争点に関する尋問と整理、複雑な技術の迅速な理解などにその意義がある。

◎韓国特許法

第154条(審理等)

- 1 審判は、口述審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口述審理を申請したときには、書面審理だけで決定できると認められる場合以外には口述審理をしなければならない。

<解説>

日本では「口頭審理が原則」(第145条第1項)とされ、韓国では「口頭審理又は書面審理」(特許法第154条第1項)と規定され、中国では、当事者が申請した事件のうち、審判長が必要と認める